

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ

農地を取得する際の下限面積を1アールに引き下げました。

阿武町農業委員会は、平成29年7月20日より空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合であって、次の条件（※1）を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を1アール（100m²）まで引き下げました。

売買や貸借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げるにより遊休農地を解消し、農村環境を保全し、町外から新規就農者やUJターンなどの移住者を増やすことを目的としています。

※1 主な要件は

- ・適用を受ける農地が付属している空き家が、「空き家バンク」に登録されていること。

手続きフォロー

1. 「空き家バンク」登録申請（付随する農地がある場合）を行う。（まちづくり推進課）
2. 「空き家付き農地指定申請書」（様式第1号）を農業委員会に提出する。（まちづくり推進課経由）
3. 農業委員会は、空き家付き農地の現地確認を行う。（農業委員会）
4. 適用するか否かの判断の後、まちづくり推進課を通じて所有者へ判断結果を通知する。
5. 「農地法第3条許可申請」※2を農業委員会に提出（農地所有者+農地取得希望者）
6. 翌月の農業委員会において、審議結果後、同日付け告示により許可書を発行する。
7. 所有権移転登記手続き（法務局へ）

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ①耕作する農地の面積が下限面積以上であること。（下限面積要件）
(この要件が1アールまで下げられます。)
- ②所有している農地又は借りている農地全てを効率的に耕作すること。（全部効率利用要件）
- ③申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。（農作業常時従事要件）
- ④申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）
- ⑤農地を取得後3年間適正に管理、耕作すると認められること。
- ⑥取得しようとする農地が、耕作できる状態にあること、または、耕作放棄地で農業委員会総会において農地法第3条第1項許可申請について承認された後、1か月以内に復元されたものであること。

※対象外の農地について

下記の農地は対象外です。

- ①賃借権、地上権等が設定された農地
- ②農地中間管理権が設定された農地
- ③地域等が取り組む集団的営農活動に参加している農地
- ④荒廃農地
(荒廃農地は他の方法で売買することができる場合があります。)

【お問い合わせ先】

- 空き家付き農地に関するご質問 阿武町農業委員会（08388-2-3114）
- 空き家バンク制度に関するご質問 まちづくり推進課（08388-2-3111）